

「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」 提案理由説明

ただいま議題となりました「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び概要をご説明申し上げます。

平成 19 年 5 月に制定された「日本国憲法の改正手続に関する法律」には、その附則に 3 つの検討課題、いわゆる「3 つの宿題」が定められています。それは、選挙権年齢等の 18 歳への引下げ、公務員の政治的行為の制限に係る法整備、国民投票の対象拡大についての検討の 3 つです。これらのうち前の 2 つは、本来は制定後 3 年間、すなわち、平成 22 年 5 月までに法整備を行うべきものでありましたが、現在はその期限を既に徒過しています。

この改正案は、可及的速やかにこれら「3 つの宿題」に対応し、憲法改正の手続を整備しようというものであります。

次に、本法案の主な内容をご説明申し上げます。

第一に、「選挙権年齢等の 18 歳への引下げ」についてであります。この改正案では、改正法施行後 4 年を経過するまでの間は、憲法改正国民投票の投票権年齢は「20 歳以上」とし、それ以降は自動的に本則第 3 条に定める 18 歳に引き下げることであります。

その上で、選挙権年齢等の引下げについては、改めて、「改正法の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法附則に規定することといたしました。

第二に、「公務員の政治的行為に係る法整備」について申し上げます。公務員が行う国民投票運動については、賛成・反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、行うことができることとするとともに、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないとしております。すなわち、純粋な国民投票運動に限って、公務員もこれを行うことができるとしたところです。

また、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について、改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、

必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項を、改正法附則に規定することといたしました。

さらに、在職中、国民投票運動を行うことができない公務員として、新たに、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官を加え、この違反に対しては、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処することといたしました。

第三に、「国民投票の対象拡大」について申し上げます。この改正案では、憲法改正問題についての国民投票制度に関し、現行法附則第12条の検討条項に代えて、改めて、「その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずる」旨の検討条項を、改正法附則に規定することといたしました。

この改正案については、昨年12月に自由民主党・公明党の実務者で合意した後、憲法改正にかかわる土俵作りに関する重要な法律であることに鑑みて、できるだけ多くの会派と共同提出したいとの考えのもと、野党各党と個別に、あるいは一堂に会する場で、濃密な協議を行ってまいりました。

多くの会派のご主張を取り入れ、当初の与党案に修正を施した上でご賛同をいただくことができ、その結果、自由民主党、公明党に加えて、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党の7会派でこの改正案を共同提出することとなった次第です。

以上が「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の趣旨及び概要であります。

何とぞ、慎重にご審議の上、速やかにご可決くださいますようお願いいたします。

以 上

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係

(1) 国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定等の削除及び検討条項の再規定

- ① 既に期限が経過している憲法改正国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定等（制定法附則3条）を削除する。
- ② 選挙権年齢等の引下げ（公職選挙法、民法等の改正）については、改めて、「改正法施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法附則に設ける。

(2) 経過措置

改正法施行後4年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢は、「20歳以上」とする。

2 公務員の政治的行為に係る法整備関係

(1) 純粋な勧誘行為及び意見表明についての国家公務員法等の特例並びに組織的勧誘運動の企画等に係る検討条項

- ① 公務員が行う国民投票運動については、賛成・反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限りに、行うことができる。ただし、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。
- ② 組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方については、「改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法附則に設ける。

(2) 特定公務員の国民投票運動の禁止

裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

その違反に対し、罰則（6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）を設ける。

3 国民投票の対象拡大についての検討関係

○ 憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討条項の再規定

憲法改正問題についての国民投票制度については、改めて、「その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」旨の検討条項を改正法附則に設ける。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行する。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう」の下に「。第百条の二において同じ」を加える。

第百条の次に次の一条を加える。

（公務員の政治的行為の制限に関する特例）

第百条の二 公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十六条第一項に規定する役員をいう。）を含み、第百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為（以下この条において単に「政治的行為」という。）を禁止する他の法令の規定（以下この条において「政治的行為禁止規定」という。）にかかわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）及び憲法改正に関する意見の表明をすることができ。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

第一百一条第一項中「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為（以下「国民投票運動」という。）」を「国民投票運動」に改める。

第一百二条の見出し中「中央選挙管理会の委員等」を「特定公務員」に改め、同条中「中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二 国民投票広報協議会事務局の職員

三 裁判官

四 検察官

五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六 警察官

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第十一条及び第十二条を削る。

附則

(施行期日) 本法は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。必要とする間は、日本国憲法の改正手続に関する法律（昭和二十五年法律第百一十号）の施行期日（昭和二十五年四月二十一日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（昭和二十五年法律第百一十号）に規定する国民投票をいう。）に係る同法第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十

六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。又「選挙権」及び「被選挙権」の語は、それぞれ「選挙権」及び「被選挙権」の語に置き換へるものとする。

(法制上の措置) 本法の施行期日（昭和二十五年四月二十一日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。必要とする間は、日本国憲法の改正手続に関する法律（昭和二十五年法律第百一十号）の施行期日（昭和二十五年四月二十一日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案

- し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題について、この国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附則第十一條及び第十二條を削る。

第三條 附則

理由

日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条第一項、第十一条及び第十二条の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、この法律の施行後四年を経過するまでの間憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を満二十年以上とし、この法律の施行後速やかに年齢満十八年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票以外の国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

改正案

現行

（国民投票の期日）

（国民投票の期日）

第二条 国民投票は、国会が憲法改正を發議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の發議をし、国民に提案したものとされる日をいう。第百条の二において同じ。）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。

第二条 国民投票は、国会が憲法改正を發議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の發議をし、国民に提案したものとされる日をいう。）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。

2・3 憲法（略）

2・3 （略）

【現行のまま】

【参考】

（投票権）

（公務員の政治的行為の制限に関する特例）

第三条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

第百条の二 公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律

〔新設〕

第八十九号) 第二十六条第一項に規定する役員をいう。) を含み、
第百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。) は、

公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政
治運動若しくは政治活動その他の行為 (以下この条において単に

「政治的行為」という。) を禁止する他の法令の規定 (以下この条
において「政治的行為禁止規定」という。) にかかわらず、国会が

憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運
動 (憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勸

誘する行為をいう。以下同じ。) 及び憲法改正に関する意見の表明
をすることができる。ただし、政治的行為禁止規定により禁止さ

れている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。
会は日本国憲法第六十六條第一項の正第一項の附則に於て

【参考(改正法附則に置かれる検討規定)】の正第一項の附則に於て
第二條〔法制上の措置〕 国会は憲法第六十五條第六日(国会若(即ち

4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及
び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、

組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員
による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する

規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ず
るものとする。

第二條 日本国憲法第六十六條第一項の正第一項の附則に於て

第二條 日本国憲法第六十五條第六日(国会若(即ち

第二條 日本国憲法第六十六條第一項の正第一項の附則に於て

第二條 日本国憲法第六十五條第六日(国会若(即ち

第二條 日本国憲法第六十六條第一項の正第一項の附則に於て

第二條 日本国憲法第六十五條第六日(国会若(即ち

第二條 日本国憲法第六十六條第一項の正第一項の附則に於て

第二條 日本国憲法第六十五條第六日(国会若(即ち

第二條 日本国憲法第六十六條第一項の正第一項の附則に於て

第二條 日本国憲法第六十五條第六日(国会若(即ち

(投票事務関係者の国民投票運動の禁止)

第百一条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができない。

2 (略)

(特定公務員の国民投票運動の禁止)

第百二条 次に掲げる者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

一 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する

総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二 国民投票広報協議会事務局の職員

三 裁判官

四 検察官

五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六 警察官

(投票事務関係者の国民投票運動の禁止)

第百一条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為(以下「国民投票運動」という。)をすることができない。

2 (略)

(中央選挙管理会の委員等の国民投票運動の禁止)

第百二条 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員は、在職中、国民投票運動をすることができない。

[新設]

第百三条 国民投票の事務を執行する者(以下「事務執行者」という。)は、在職中、国民投票運動をすることができない。

第百四条 国民投票の事務を執行する者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

第百五条 国民投票の事務を執行する者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

第百六条 国民投票の事務を執行する者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

第百七条 国民投票の事務を執行する者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

第百八条 国民投票の事務を執行する者は、在職中、国民投票運動をすることができない。

る。

(法制上の措置)

3 | 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十
年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよ
う、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の
年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百
号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定
について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(削る)

【参考】五志制は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十
年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよ
う、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の
年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百
号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定
について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(削る)

【参考】五志制は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十
年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよ
う、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の
年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百
号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定
について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(公務員の政治的行為の制限に関する検討)

第十一条 国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民
投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明
が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限に
ついて定める国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、地方
公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の法令の規
定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

第十二条 国は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問
題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に
関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用す

(附る)

【参考(改正法附則に置かれる検討規定)】

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

- 5| 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(附る)

に於いて、討論を賜ふ。必要が法附則上の討論を講ずるものとする。

号)、見出(即前二十八号中第八十八号)との由の法令の賦取

中編との改訂等を賜ふ。公職選挙法(即前二十五号中第九百

で、国民投票の投票料を首する各の中編と選挙料を首する各の

中末編の各々国別選挙に等賦すること及びすること等なること

6 国は、この法律の施行後速やかに、中編第十八号以上第二十

(附則上の規定)

102

る間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

- 5| 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(公職員の選挙執行等の附則に関する検討)

に於いて、討論を賜ふ。必要が法附則上の討論を講ずるものとする。

号)、見出(即前二十八号中第八十八号)との由の法令の賦取

中編との改訂等を賜ふ。公職選挙法(即前二十五号中第九百

で、国民投票の投票料を首する各の中編と選挙料を首する各の

中末編の各々国別選挙に等賦すること及びすること等なること

6 国は、この法律の施行後速やかに、中編第十八号以上第二十

(附則上の規定)

102